

＜不在者財産管理人選任申立事件＞

1 概要

従来の住所又は居所を去り、容易に戻る見込みのない者（不在者）に財産管理人がいない場合に、家庭裁判所は、申立てにより、不在者自身や不在者の財産について利害関係を有する第三者の利益を保護するため、財産管理人選任等の処分を行うことができます。

このようにして選任された不在者財産管理人は、不在者の財産を管理、保存するほか、家庭裁判所の権限外行為許可を得た上で、不在者に代わって、遺産分割、不動産の売却等を行うことができます。

2 申立権者（申立てができる人）

- (1) 利害関係人（不在者の配偶者、相続人にあたる者、債権者など）
- (2) 検察官

3 申立先（管轄）

- (1) 不在者の従来の住所地又は居所地の家庭裁判所

不在者の従来の住所地又は居所地が茨城県内の場合の管轄は、「水戸家庭裁判所管轄一覧表（家事）」をご覧ください。

不在者の従来の住所地又は居所地が茨城県外の場合の管轄は、裁判所ウェブサイトの「裁判所の管轄区域」をご覧ください。

- (2) 従来の住所地及び居所地のいずれも不明である場合には、財産の所在地を管轄する家庭裁判所又は東京家庭裁判所

※ 申立ては、管轄裁判所にご持参いただくほか、郵送でも可能です。

4 申立てに必要な費用等

- (1) 収入印紙…800円分
- (2) 連絡用の郵便切手…140円×2枚、84円×14枚、10円×8枚

（合計1,536円分）

※ 不在者の財産の内容から、不在者財産管理人が不在者の財産を管理するために必要な費用（不在者財産管理人の報酬を含む。）に不足が出る可能性がある場合には、不在者財産管理人が円滑に事務を行うことができるように、申立人に相当額を予納金として納付していただくことがあります。

5 申立てに必要な書類

- (1) 申立書…正本, 副本 (コピー)
- (2) 不在者の戸籍謄本 (全部事項証明書)
- (3) 不在者の戸籍附票又は住民票
- (4) 財産管理人候補者がいる場合には, その者の戸籍附票又は住民票
- (5) 利害関係を証する資料
(例: 戸籍謄本, 賃貸借契約書コピー, 金銭消費貸借契約書コピー等)
- (6) 不在者名義の財産に関する資料
 - ① 財産目録…正本, 副本 (コピー)
 - ② 財産目録に記載の財産の資料
(例: 通帳コピー, 不動産登記事項証明書, 不動産評価額証明書等)
- (7) 不在の事実を証する資料
(例: 搜索願受理証明書, 不在者宛ての返戻郵便物等)
- (8) 遺産分割を目的とする申立ての場合は, 遺産に関する資料
 - ① 遺産目録…正本, 副本 (コピー)
 - ② 遺産目録に記載の遺産の資料
(例: 通帳コピー, 不動産登記事項証明書, 不動産評価額証明書等)
 - ③ 遺産分割協議書案ができている場合には遺産分割協議書案
 - ④ 身分関係図
- (9) 申立人が法人の場合, 法人登記等の資格証明書

※ 申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は, その戸籍等は, 申立後に追加提出することでも差し支えありません。

※ 戸籍謄本 (全部事項証明書), 戸籍の附票, 住民票, 法人登記等の資格証明書は, 3か月以内に発行されたものを提出してください。

※ 審理に必要な場合は, このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

以 上